○東北地方整備局告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年一月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　青森県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年東北地方整備局告示第百九十三号八戸都市計画道路事業三・五・一号沼館三日町線、三・四・二号本八戸駅南線及び七・七・八号柏崎一丁目線

三　事業施行期間　自平成二十三年三月十一日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年一月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　青森県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年東北地方整備局告示第百十五号青森都市計画道路事業三・四・二号西滝新城線及び三・四・二十九号新青森駅南口通り線

三　事業施行期間　自平成二十年三月十四日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月三十一日

関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
東京都渋谷区渋谷三丁目一〇一番二から同区桜丘町一〇二番七まで	前	四三・八六～五三・〇五メートル
	後	五〇・〇〇～五〇・〇〇キロメートル〇・〇七八

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月三十一日

関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
千曲市大字桜堂字桜田四七五番一から同市大字杭瀬下字東沖三二番一三まで	前	九・二五～一六・七五メートル
	後	九・三六～二五・〇六〇・一九四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○中部地方整備局告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年一月三十一日

中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年中部地方整備局告示第百二十一号名古屋都市計画下水道事業新川流域下水道（新川東部処理区）

三　事業施行期間　自平成十三年九月二十八日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年一月三十一日

中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年中部地方整備局告示第五十一号名古屋都市計画下水道事業新川流域下水道（新川西部処理区）

三　事業施行期間　自平成十八年三月二十四日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十三年中部地方整備局告示第百十九号の事業地のうち、清須市西枇杷島町亥新田、西枇杷島町芳野二丁目及び西枇杷島町芳野三丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月三十一日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
阪南市鳥取中五八二番一から和歌山市西汀丁二六番まで	前	A　八・六〇～一〇七・二〇メートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　二一・二〇～一六四・七〇〇キロメートル	
		C　二二・二〇～一八五・七〇〇	
		D　一九・〇〇～一六〇・〇〇〇	
	後	A　二一・四六二	
		B　九・〇九八	
		C　九・三四二	
		D　二・〇四八	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局、同局浪速国道事務所、同局大阪国道事務所及び同局和歌山河川国道事務所